

久保正康「上京往返手帳」について

久保 トミ子

解説

(一) 筆者久保正康と本帳執筆の次第

私の婚家久保家は、代々宇佐宮の神官で、姓は田部氏、宇佐郡柳ヶ浦に住み、本帳の執筆者久保伊勢守正康は、亡夫久保正純の祖父にあたり、本書は祖父正康が三十九才、即ち慶応四年（一八六八）、大宮司宮成正矩公の名代として、御一新の大業の成就と皇運悠久祈願の御被箱を朝廷に献上のための、上京往返の道中記、並に鳥羽伏見の長州藩の戦死者の墓に、その冥福を祈り、その姓名等を記し、又伊勢神宮への参詣の次第、尚御年若く皇位を踐まれた明治天皇の堺住吉社への御行幸を拝した等の記事である。

(二) 内容の要約

出発から帰着までの内容を私なりにまとめると、次の項目のように要約される。内容の詳細については本文を一読されたい。

① 献上物及依頼されし書状等

② 出発→長洲港より京都（船旅）

③ 上京中の動静

④ 伊勢神宮参詣の次第

⑤ 帰路→（船路）

⑥ 鳥丸侍従への依頼状→宇佐宮大宮司より

⑦ 往返の日程及碇泊・港津・旅宿

日記により往復の日程と碇泊の港湾・旅宿を辿ってみると次の様になる。

慶応四年（一八六八）三月十五日に長洲を出発して、帰着し

たのが、閏四月八日で約五十日の旅程であるが、当時の瀬戸内海交通路・交通機関・里程・所要時間・天象が詳細に記録され、又運行中思わぬ事件に遭遇するなど、黎明期の日本には、こうした克服すべき無数の前近代的諸問題が横たわっていたことも痛感される。次に往復路の日程・碇泊地名を記して参考に供したい。

▲出発(出発から到着まで十二日間)

豊前(三月十五日) 豊後(十六日) 周防(十七日)
 ・長洲↓・真玉沖↓・姫島↓・管松↓・上関↓・室津↓・大崎嶋↓・鞆↓・牛窓↓・播磨灘↓・亀嶋↓・大坂川口

▲滞京(約十日間)

▲伊勢参宮(往復約十二日間)

(四月六日) 近江(四月八日) (七日) (九日) (十日) (十一日) (十二日) (十三日) (十四日) (十五日) (十六日) (十七日) (十八日) (十九日) (二十日) (二十一日) (二十二日) (二十三日) (二十四日) (二十五日) (二十六日) (二十七日) (二十八日) (二十九日) (三十日) (三十一日)
 ・大坂↓・京都↓・大津↓・草津↓・水口↓・土山↓・坂ノ下↓・関↓・棕本↓・窪田↓・雪津?↓・松坂↓・小俣浜↓・中川原端↓・伊勢神宮↓・二見浦↓・二本松↓・伊勢地↓・三本松↓・大野村↓・初瀬観音↓・丹波市↓・奈良↓・住崎?↓・大坂↓・安治川口↓・堺

▼帰路(約十五日間)

(明治天皇行幸)

(四月二十四日) 播磨
 ・大坂川口↓・兵庫↓・明石↓・播磨灘↓・多渡津↓・金比羅宮↓・麦嶋↓・真鍋島↓・鞆↓・めはる崎↓・御手洗↓・齊灘↓・興居島↓・家室↓・内里島↓・大島郡
 (四月二十五日) 讃岐
 ・上関↓・高田↓・佐々礼↓・妙満寺↓・帰着

※祖父の通った箇所を現在の地図で調べたものである。

・印||現地図にあり
 ?印||不明又は未詳地

(表紙)
 慶応四年
 上京往返手帳
 辰 三月
 久保氏

○以下本文

三月八日 晴

一、宇佐宮成家江 此出候事
 一、御被六箱臺共 御渡相成候事

一、御状白木箱入

鳥丸侍從様
牧 掃部様 御内
宇佐宮

桂 靱負様
宮成大宮司
到津前新大宮司

一、御年礼帳 壹冊

献上

塩鶴

一羽

料金

貳百疋

金子

壹兩

呈上

己上

金

貳百疋

己上

京都正親町様御裏二而

宇佐宮

一、御状壹封

御母上様
御祖母様

宮成前大宮司
宮成大宮司

御申上金子入

一、同卷封

於正親町御殿
宮成御前様

村

一、同卷封

牧 掃部様

宮成大宮司

一、同卷封

桂 靱負様

到津前新大宮司

一、同卷封

右御両所様

田染河内守

一、同卷封

右御兩人様

樋田陸奥守

一、同卷封

右御兩人様

百葉丹波守

一、書状七封

此 訳

小田肥前守
並松嘉寿枝

宮成豊美様

正親町様御裏二而

金崎内記様

河野様御内

上田右兵衛大尉様

百万遍屋敷内二而

肝付十郎様

二本松薩州御邸内

森 隼人様

鉄屋町西二入町

魚屋庄兵衛様

安嶋漆橋北詰

近江屋源吾様

中御靈社内二而

大麻献上覚

一、禁裏御所

一、皇后御所

一、准后御方

一、執奏家

別 段

一、有栖川中務卿宮

一、同 帥 宮

六箱

中奉書堅紙

上

執

奏蒙

宣下候様、一社一同、奉願候、此旨宣預御披露候、以上、

慶応四年三月

到津前新大宮司

字佐 公誼

宮成大宮司

字佐 公矩

烏丸侍従様

御雜掌中

一、三月十五日、天氣能乘船、夕、長洲下迄一同見送り吳、

夜九ツ時引取、

一、同十六日、出帆之處、東北ニ付、漸真玉沖迄間きり碇

泊、夜九ツ頃(夜十二時)風ニ而行、姫島辺ニ而夜明し(晝後)の事、

一、同十七日、東南風ニ而沖合間切居候処、夕七ツ半頃大風

ニ相成、漸、中国管松といふ入海ニ、暮六ツ頃碇泊滞船

大風雨ニ相成候事、尤、中ノ関、上ノ関之間由也、

一、同日夕方方雨止、夜四ツ時頃(夜十時)天氣能、同所……………

○截断欠

一、同十九日、室津改所ニ而、少々手間取、五ツ半頃、同所

出帆、順風ニ而同夜、芸州北大崎島といふ処江七ツ頃着

碇泊、凡三拾里、

一、同廿日、曇天ニ付、大崎こぎ出し、晝後(晝後)西風山嵐烈

敷、夜五ツ時漸、輒、瀬戸口迄着船之處、汐悪敷懸り、

同夜九ツ頃湊江入進滞船、

一、同廿一日、天氣之處、風東北ニ而・出帆六ヶ敷、四ツ頃

方西風ニ相成出帆、同夜五ツ時頃同地沖合迄、凡拾四・

五里参り候処、汐悪敷風もなし、○以下載、断欠

○廿二日 欠額

いたし候処、晝九ツ半頃方雨ニ相成、同夜通し雨ふり候

事、

一、同廿四日、天氣能未明出帆之處、風悪敷間切、漸播磨灘

式三里行、夜九ツ頃（夜十一時）汐合悪敷風止沖懸り凡八里、

一、同廿五日、曇、風悪敷候得共、沖合之義ニ付、未明帆を

巻、間切、亀嶋ニ而水ヲ取、櫓を押、暮六ツ頃（夕方六時）漸二見湊

江着、滞船之事、尤播磨灘之内凡九拾里、

一、同廿六日、曇、二見湊早朝出帆、順風ニ而、今七ツ半時（午後五時）

大坂川口江着、夫方川登暮六ツ時（夕方六時）、老番ト申処江着船之

事、今日道法凡廿里、

一、同廿七日、雨天、市中見物、西御堂迄、社家・公家様方

・両本願寺御門跡方、色々御参内見物、夕刻方夜舟ニ而

上京之様之処、少々速く相成、当時社家其外御上下夕舟

無數、間ニ合不申、見合滞留之事、

一、同廿八日、曇、八ツ半頃迄市中見物、天満天満宮参詣、

夫方御城見物、大手筋ニ而昼飯仕舞、刀屋与助と申もの

方江、長左エ門殿方大小仕立頼有之未ダ出来不申候処、

右金物同家方方江、相頼候処、歩入いたし逃去、何分

埒明不申、尤母伴兩人、跡ニ残り居候間、其もの召呼、

一応沙汰いたし呉候様、精々相頼候ニ付、召呼早々差返

方申談し、夫方夜舟通り、□帰乗込候処、大雨ニ相成夜

通降続、淀御城近辺ニ而夜明候事、

一、同廿九日、五ツ半頃伏見着、近江屋小兵衛ト申宿屋江上

陸、酒肴相頼、四ツ過仕舞頃方雨止、夫方上京、六条通

桑野屋源兵衛ト申、妙満寺殿御旅宿江立寄、荷物相渡候

処、教覚寺・蓮光寺殿方江も御目に懸り、夫方中御靈近

江屋源吾方江、八ツ半頃着旅宿之事、

一、同卅日、晴、朝飯後、木具屋増次郎案内ニ而、烏丸御殿

江出仕、桂靱負殿面会、種々咄之上書状預、不残神宮次

第書共差出候処、得斗拝見之上、御心対可仕間、暫時旅

宿へ引取呉候様被申、引取、正親町様御裏ニ而、宮成御

家様御送りもの書状共、為持遣し候処、昼後罷出呉候

様、御沙汰之趣ニ付、昼後罷出候処、御茶菓子等被下、

一、四月朔日、晴、烏丸御殿・桂靱負殿方書状到来左之通、

其上色々御内咄有之、凡恚時半程ニ而旅宿へ引取候事、

上書 烏丸殿

久保伊勢守様 桂靱負

太政官御役所江御同道可申候間、次上下御着用ニ而、唯今

早々烏丸殿江御出殿可成候、以上、

四月朔日 右之通申来候間、早速罷出候処、宇佐大宮司殿、其外方書

状之趣、種々御内談有之、追々連判ニ相成、同御殿ニ而、
 昼飯被出、夫々太政官江罷出候処、一六御休日ニ而、御用
 弁不相成、(午後二時)八ツ時引取、(午後七時)明二日四ツ時、一同罷出候様被申
 候、尤今般執奏御差止相成候得共、牧・桂・当宇佐宮方御
 差合ニ付開封之上、一同太政官江罷出、御下知ニ随ひ可申
 様御内談ニ而、同道罷出候様相成候事、

一、四月二日、晴・早朝、夫々鳥丸御殿江罷出、太政官江差出候
 届書相認、桂殿一同罷出候処、最早御引取成、間合不申、
 尤願届共(朝時)已刻(午後時)未刻迄を限候ニ付、纔の間合ニ付、空敷引
 取候事、

一、同三日曇・(朝十時)四ツ時、夫々鳥丸殿江罷出、夫々桂氏一同、太政
 官弁事御役所へ罷出候処、願書之分者、尤ニ付、写相添差
 出候様、鳥丸殿江者執奏被止候得共、宇佐宮ニ而不相書是
 迄之通と被拜、差当来之忒ニ致置と申場合ニも至間敷、宇
 佐宮方書状到来之始末書取、右差出候段、御沙汰相成候
 間、早速町家迄引取、届書写、尚又鳥丸殿方次第書相認、
 出赴処、最早御引相成、(午後時)八ツ時過空敷引取、夫々寺町通り
 見物買物等罷出、今日柏丸七兵衛尋參、夕刻廻入候、種々
 申談事いたし候事、

一、同四日、昨夜、大雨早朝、髪月代風呂入ニ罷出候処、鳥
 丸殿桂殿方左之通申参り有之候、

御早く御出頭相成候様ニ、御たのみ待入候、已上、

四月四日

桂 靱負

久保伊勢守様

右之通申参有之候ニ付、早速罷出候処、直ニ同道ニ而、
 太政官弁事御役所へ罷出右届書類差出候処、奥之方江召
 呼、委細聞届候間、鳥丸殿方差出候書、取候、執奏相離
 候上ハ、御聞届相成候ニ付、届ニ不及、届書御下相成
 候、宇佐宮者明日献上相濟候バ、其段口上書を以、届出
 可申旨、御沙汰之事、尤届書左之通、

口上覚

此度之事件ニ付

皇運悠久之御祈、於

八幡宇佐宮神前一七ヶ日之間、一社一同執行仕、満座ニ付
 御被

禁裏御所江為献上、参京仕候、仍御届申上候、献上相濟埒
 宮之義者、尚其節可申上候、

以上

四月四日

豊前国

宇佐宮

宮成大官司名代

久保伊勢守

弁事

御役所

此度

禁裏御所江御被献上ニ付、当宮社司

宮成大官司為名代、上京仕旅宿

寺町通広小路上ル

中御靈社内

近江屋

増次郎

右之所江滞留罷在候、仍而御届申上候、

以上

四月四日

豊前国

宇佐宮

久保伊勢守

右式通差出相濟、九ツ時頃引取、(正七)昼後、烏丸御殿江罷出、

御被献上向、万端是迄之振合、桂殿江承り合候事、

一、同五日、曇(朝九時)・朝五ツ半頃、木具屋源平案内ニ而、

禁裏御所並大宮御所江御被献上江参内いたし候処、御所

ニ而者、御奏者宗岡式部大亟と申人、御取次ニ而、献上相

濟候、大宮御所ニ而、御奏者、北庭道太郎(左)申仁ニ而有之

候事、

一、献上臺改札左之通

改書 宇佐明神八幡宮大官司

宇佐公矩

手札 豊前国 宇佐宮

久保伊勢守

右両御所江献上ニ付而者、當時勢ニ而、執奏御止相成、

太政官江者、御届置候ニ付、執奏無之候間、口上書を以

参内いたし候方可然由、桂殿を被申、左之通相認差出候

処、極々都合宜有之候、

口上覚

此度之事件、乍恐

御親征被為在候折柄ニ付、当宮一社一同於

八幡宮神前

皇運悠久、賊徒退治之御祈、一七ヶ日執行仕候、右満座ニ付、御被献上仕候、以上、

豊前国

宇佐宮社司名代

久保伊勢守

辰四月

右之通ニ而

御所向首尾克相濟候間、直々太政官弁事御役所へ御届ニ罷出、差出候書付左之通

口上覚

此度之事件ニ付、

皇運悠久之御祈、一社一同、於

八幡宮神前、一七ヶ日之間執行仕候、御被献上無滞相

濟、一社之面目難有仕合奉存候、仍御礼申上候、就而者

明六日、御当地発足帰宮仕候、此段御届申上候、以上

辰四月五日

豊前国
宇佐宮

大宮司名代

久保伊勢守

御役所

右御届相濟帰り者、烏丸御殿江も立寄、何事も都合克相

濟候段、御届申上、^(正午)昼九ツ迄旅宿へ引取、昼飯後⁶寺町

通西六条本願寺へ参詣、長洲妙滿寺殿旅宿へ相尋、森精^{荷物}

大坂迄持越眞到着申談・夫より

一郎方江も立寄、近江屋太兵衛送りものも相届、市中見

物、暮方旅宿へ引取候事、

一、四月六日・曇・朝飯後、正親町様御裏江罷出、明後八日

出立、伊勢宮江参詣、夫⁶大坂通帰宮之積ニ付、御用向有

之候ハバ、旅宿又者六条桑名屋源平方ニ而も、小生名当御

出被下候ハバ、早速相届可申由申上置、帰宿後⁶諸方名所

古跡等江、参詣見物ニ罷出候者、□上御靈社・上加茂・下

加茂・百万遍・銀閣寺ニ而御庭拝見料式百廿文、真如堂ニ

参詣、馬場先茶屋ニ而昼休、夫⁶黒谷・吉田・南禅寺・知

恩院御座敷、一両日之内、聖護院宮様御返相成候得者、拝見

ト申義難出来間、見物いたし候様、被申候、尤見料当人ニ

而四百文差出見物いたし候、誠珍敷候、夫⁶弘臺寺・清水

・西大谷・大仏・三拾三間堂、暮方漸伏見稻荷江着候処、

追々雨天ニ相成候江共、成丈京都旅宿迄引取候様、羽倉撰
津守方江頼込、勸請相濟候得共、何分夜ニ入、雨者降て知

弁事

人も無之、道者巷里半余りも有之ニ付、同家江相頼旅宿世話いたし呉、同町大坂屋利平ト申もの方江止宿之事、その外数々参詣所多、荒増記置、

一、同七日、曇、伏見ニ而戦争長藩死去之者、神ニ祭リ在之趣ニ月、淀・伏見ニ而戦争長藩死去之者、神ニ祭リ在之趣ニ付、墓所へ参詣いたし牌名写し候、左之通、尤正月二日ハ戦間死、又者追々死去之分、

正月四日

裏

片山金治茂定墓

四月四日
二十五歳
全二三日

三浦龍輔孝之墓

二十七歳
同四日

尾川猪三郎直忠

二十二歳
同六日

徳山藩 福島男也源正盛

二十八歳
正月十日

正月五日戦死ニ而死
久保直吉源義房

二十歳
正月十日

右 小林隼太原義光

三十二歳
正月十日

正月五日戦後ニ而死
竹田二郎藤原道忠

二十六歳
正月十日

原田久米之進義固

三十三歳
同四日

相木園四郎師継

二十五歳
同三日

宇佐川熊太郎平忠次

二十歳
同三日

後藤深造藤原則正

二十六歳
同三日

原川金造源保邦

二十歳
四日

山下翠藤原貞政

二十歳
四日

入江隼人源重忠

二十三歳
四日

河村梅吉多々良正義

二十歳
四日

品川喜市源義冑

四日

植田滝之助清信

四日

黒瀬千代太郎藤原頼通

三十歳
五日

河上四郎源道正

二十二歳
五日

松原善人源義明

二十二歳
五日

伊藤京次橘秀寄

十九歳
五日

石川厚狭介正臣

二十六歳
五日

十川三郎大江良久

二十三歳
五日

吉田道之助源良久

二十四歳
五日

上山讃五郎源忠之

二十歳
五日

五日戦死ニ而
岡崎高槌藤原守正

三十歳
五日

藤村英次郎足穂舎彦

二十歳
五日

石川伊三郎義忠

二十九歳
六日

戸沢竹次郎政勝

二十九歳
六日

有田彦兵衛忠光

二十三歳
正月六日

五日戰定ニ而死

後石川和三郎勝之

前入江勝馬一義

佐伯鉄之進

正月五日戰定ニ而死

大村清次郎義忠

〃二十四日

二十三歳

十九歳

二十歳

二月四日

二十二歳

右東福寺處山拾丁余登り、山ノ頭、壹反余切開平地ニいた

し墓所ニ仕立、石燈籠壹對、外常夜燈三ツ、參詣之者、日

々群集綠香無絶、參詣、木綿幡五六十本、精忠神靈ト悉相

認有之、茶屋者老ケ所、誠ニ珍敷事也、夫々、

天子之御廟所泉涌寺御門内迄參詣、又々上御□堂・大仏・

其外參詣所多候得共、荒増、(今前十一時)四ツ半頃中御靈江帰着、昼後

〆ハ別而大遍ニ候得共、明日出立之積ニ付、烏丸御殿江も

桂氏(千幸一節)〆書狀其外、宇佐江口上写有之、旁參殿八ツ頃(伊勢)〆引

取、買物も有之、市中江所々尋廻、夕刻旅宿へ引取候事、

一、四月八日、烏丸御殿江差出候塩鶴料其外、今朝持參桂氏

江差出、請取書取、其上今日出立之段申入、暇乞いたし、

(朝十時)四ツ頃旅宿へ引取支度之上、昼飯仕舞出立、北野天満宮參

詣、金閣寺江も行、御庭其外見物、料錢百拾文宛、夫々又

々京都三條橋通り、大津へ止宿之積、道筋蟬丸之廟所・三

井寺共參詣、夕方近江屋八郎兵衛ト申その方旅宿之事、今

日三條大橋〆道法三里、

一、同九日、晴、大津〆乘舟貳里半拾丁之処、(朝九時)五ツ半時草津

江着、上陸昼九ツ時、(正午)石部蛭子屋八郎兵衛ト申もの方ニ而

屋支度、草津〆貳里半拾四丁、同所〆三里半八丁水口へ

(午後三時)八ツ半頃着、少々足痛有之止宿之積リニ候、同所ニ而土山

迄戻り馬有之、相進候間馬に乗り、暮前土山江着、近江屋

利平ト申もの方江止宿、水口〆土山迄貳里半八丁、今日里

数都合拾三里、

一、同十日、曇、(朝八時)朝五ツ時土山出立、尤足痛ニ付、馬相履坂

ノ下迄貳里半、同所〆関迄戻り馬乗、壹里半六丁、同所〆

椋本迄戻り馬乘貳里、同所〆窪田迄戻り馬ニ乘貳里、同所

〆陸ニ而津迄壹里半、止宿之積之処、筑後中將様奥方同宿

御泊ニ而、宿屋一軒も明無之所ニ而、相頼見候得共、貧不

申候間、無致方夕方〆雪津といふ端宿迄貳里、(午後九時)暮五ツ半時

着、入口魚屋江止宿、都合拾壹里半余、

一、同十一日、曇、(朝八時)朝五ツ時雪津出立、(伊勢)松坂江貳里、同所〆

馬ニ乘、齋宮浪花屋佐助と申もの方ニ而昼休、小俣濱、中

川原端ニ而四里半余り、夫々中川原參詣、(中)錢屋久左エ門方

江止宿之事、

一、同十二日、曇、(朝十時)四ツ時方晴、朝茶漬仕舞居候処江、松村

八郎太夫殿を使参り候間、一同罷出候処、朝飯出、夫を兩

大神宮江参詣いたし、(午後二時)九ツ半頃帰着昼飯、夕刻迄休足、夕

膳部出止宿之事、

一、同十三日、晴・朝飯膳部出、(午前十時)四ツ頃松村太夫宮を帰り宜

相濟、(正午)九ツ過中川原桑屋江引取、昼飯仕舞二見江参詣、

(午後五時)七ツ半時同所へ引取止宿之事、

一、同十四日、曇、(午前八時)朝五ツ時中川原出立、六兵衛茶屋貳里、

山田屋七兵衛と申茶屋ニ而昼支度、夫を(伊勢)二本松、角屋半左

衛門ト申宿屋江七ツ半頃着止宿、今日道法九里、此内六里

ハ五十丁道也、

一、同十五日、晴、(朝八時)朝五ツ頃二本松出立、(伊賀)伊勢地紅葉屋武右

エ門と申もの方ニ而昼休、(午後五時)七ツ半頃三本ぬしや慶分と申も

の方へ着止宿、今日拾壹里、

一、四月十六日、晴、(午前七時)朝六ツ半頃三本松出立、八丁余ニ而大

野村江、弘法大師一夜の作ト申高巖へ、ミ路く尊彫付、御

丈ケ五丈四寸有之参詣、夫を初瀬観音西国八番札所江参

詣、み玉竹田屋甚七方ニ而昼休、凡六里、昼後を馬ニ乘、

丹波市ニ而乗替、(夕方五時)七ツ半時奈良松竹屋弥平治方江、着止宿

之事、

一、同十七日、晴、早朝を案内を頼、名所古跡不殘参詣、

(朝十時)四ツ時前奈良出立、貳里余ニ而昼休、(午後三時)八ツ半頃住崎と申処

を乗船、(午後五時)七ツ半頃二條御城下る上陸、夕前安治川□丁目船

迄帰着、今日道法八里余之内、三里半五十丁道也、伊勢を

大坂迄道法、都合三拾八里余也、

一、同十八日、晴、早朝を市中買物見物之事、

一、同十九日、晴、早朝を市中見物、稻荷芝居江参り候事、

一、同二十日、晴、今朝(朝七時)六ツ半頃、

天皇塚住吉社江御幸行被遊候ニ付、早朝を御拜江参り候

処、公卿方、諸大名御供之衆誠ニ夥敷、御拜之人々群集、

古今未曾有之事ニ候、御拜相濟、夫を市中見物買物、稻荷

近辺ニ而昼休、(午後三時)八ツ半頃舟ニ帰着之事、

一、同廿一日、雨天、柏丸七兵衛を被相招、(午後四時)七ツ頃を傳法屋

迄上陸、夕を大雨ニ付、同家江止宿、夜通し大雨之事、

一、同廿二日、雨天、昼時分を雨止、滞舟之事、

一、同廿三日、曇、早朝を舟下り□番江懸り滞舟之事

一、同廿四日、晴、三夜月出、後舟下大坂川口出帆、順風ニ

而四ツ時兵庫湊口ニ而風止、(午後一時)八ツ時頃順風ニ相成、帆を

卷、夕刻明石湊近來候へ共、風悪敷其儘夜通播磨灘先江、

帆儘ニ而夜明頃迄通り抜候事、

一、同廿五日、曇、昨日を走り続、今暮方、多度津湊江着、

舟碇泊、尤七ツ半(午後四時)を少く宛雨ふり候事、

一、同廿六日、曇、朝飯後舟頭健平・吉右エ門都合四人ニ

而、金毘羅宮江參詣、同所壳屋ニ而昼休、八ツ半頃舟迄帰

着、七ツ時頃大雨ニ而滞舟、

一、同廿七日、雨天、四ツ時頃(朝十時)を少し小降ニ相成候得共、西

風ニ付滞舟

一、同廿八日、晴、西風烈敷、同湊滞舟、

一、同廿九日、晴、早朝嵐ニ而、同所出帆、凡三里計、麦嶋

といふ處迄參、西風汐合悪敷、冲中江碇を入、七ツ頃(午後四時)を汐

合宜敷ニ付、帆を巻少く間切懸候処、西風殊之外烈敷相

成、元之麦嶋を申処江戻り、山之間ニ碇泊之事、

一、閏四月朔日、天氣能朝五ツ頃(朝八時)同所出帆、凡沓里計も間

切、西風汐合悪敷、冲中江碇を入、八ツ頃(午後四時)を帆を巻、沓里

斗間切參候処、鯛網に碇を懸、相損し候ニ付、漁人共不残

口ニニ嚴敷被申候へば、種々相断候得共、聞入不申、尤

真鍋島(備後)を申所之もの共ニ而、凡壹里計、鍋嶋迄連行候間、

健平・吉兵衛舟頭一同上陸、庄屋宗左エ門を申その方江頼

出、相断候得共、濟行不申、健平・安兵衛者引取、吉左エ

門義者、人質同様同嶋江止宿之事、

一、同二日、極早朝、健平・安兵衛兩人金子取集、漸五兩毫

分丈ケ持參、上陸色々示談之上、網方五兩、庄屋江百足差

出相濟、五ツ半頃舟江一同帰り、其儘同嶋出帆、風悪敷

七ツ時頃、鞆湊江着、一同上陸、髮月代風呂ニ入、夫を祇

園社江參詣いたし候事、

一、閏四月三日、曇、朝五ツ時鞆湊出帆之処、西風ニ而瀬戸

内間切、七ツ頃少く宛雨降、夕刻漸めはる崎をいふ処江懸

り、暮方大雨ニ相成、同所江碇泊、凡拾貳三里余參候事。

一、同四日、昨夜大雨降続候処、夜明迄ニ而雨止候ニ付、

五ツ時頃同所出帆、貳里斗參候処、汐合悪敷、西南風ニ相

成候へば、汐懸り、九ツ過を引汐ニ帆を上ケ間切居候処、

西風烈敷相成、八ツ半頃御手洗湊江入津、滞舟之事、

一、同五日、晴、明七ツ頃御手洗湊出帆之処、風少も無之、

以津き灘汐ニ流れ、昼九ツ時頃、五五嶋をいふ所ニ而、風

汐悪敷懸り、八ツ時頃引汐ニ流れ、成丈家室迄参り度由ニ

而、櫓を押候得共、何分汐風悪敷、暮方漸内里嶋近く、家

室方式里斗前沖懸り碇泊、凡拾五里參候事、

一、同六日、曇、(午前四時)引汐ニ相成、帆を巻汐ニ流れ、

朝六ツ半頃、(朝七時)家室前迄参り候江共、少も風無之、櫓を押四

ツ半頃、(前十一時)凡八里余大嶋郡大端云処江汐懸、七ツ時頃、矢

張西風ニ直候得共、引汐ニ付、間切流、暮六ツ半頃上ノ関

江着、凡三里余、都合拾巷里參候事、

一、同七日、晴、(午前三時)明八ツ半頃上ノ関出帆、引汐流れ、追々

南西、北西風等々時々相交、(午後四時)四ツ時頃方東南風少々宛吹、

順風能夜九ツ時頃過、(夜十二時)高田沖合迄参り候処、風少も無之、

引汐ニ相成碇泊之事、

一、同八日、早朝方櫓を押候得共、汐合悪敷、漸佐々礼浦迄

参り、入津に相成候付、妙満寺一同漁舟方上陸、妙満寺江

立寄候処、酒肴出昼時方帰り懸ケ、(午後一時)氏神宮江参詣、九ツ半

頃帰宿之事、

一筆致啓上候、時下春和

侍従様、益御安泰被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、次ニ各様、

弥御堅固被成御勤、珍重奉存候、然者、

王政復古、朝政御一新之折柄、賊徒御親征被為在候段 国家

之御大事、一社之輩、深恐察仕候ニ付

皇運悠久之御祈、一七日之間、一社一同執行仕候ニ付、右、

大麻献上仕度、久保伊勢守守護為致、参京之間、可然御奏

達、献上向、万端宣御執成之程、奉頼候、右之段、可得貴意

如斯御座候、恐惶謹言、

三月七日 到津前新大宮司

宮成 大宮司

牧 掃部様

桂 靱負様